

さいたま市南部児童相談所 御中

さいたま市南部児童相談所第三者評価
報告書
(令和7年度)

令和7年12月18日
一般社団法人アスラサポート

目次

I 評価概要

1. 受審のねらい	2
2. 実施概要	2
3. 評価方法と基準	2

II 報告

総評	3
各評価	4
第I部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	4
第II部 児童相談所の組織	5
第III部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	7
第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援	10
第V部 社会的養育の推進	12
第VI部 家族とのかかわり・家族への支援	13
第VII部 市区町村や関係機関との連携	14

I 評価概要

1. 受審のねらい

第三者評価を通じて、さいたま市南部児童相談所の「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認するとともに、評価結果を踏まえ、さいたま市南部児童相談所が適切に運営されるためのソーシャルワークの在り方や必要な職員配置及び関係機関との連携等の確認・見直し、改善に繋げていく。

2. 実施概要

さいたま市指定の「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」（令和3年3月 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）に基づき以下の方法で一般社団法人アスラサポートが実施した。

評価施設:さいたま市南部児童相談所

評価機関:一般社団法人アスラサポート

評価期間:2025年7月1日～12月18日

(1)アンケート調査 実施期間7月15日～10月2日

①児童相談所職員自己評価 総数60名

職員それぞれに65項目の自己評価を実施し、評価機関が集計・分析を行った。

②関係機関アンケート 送付113機関 回収99機関

施設・里親、行政、警察署など関係機関対象にアンケートを実施し、評価機関が集計・分析を行った。

③子どもアンケート 回収59名

児童相談所から措置を受けた小学4年生以上の施設・里親委託の子どもを対象にアンケートを実施した。

また、在宅指導中の子どもを対象に児童相談所訪問時にアンケート協力を依頼した。

(2)評価資料

以下の資料を評価施設から徴し、評価者が調査・評価の参考にした。

事業概要、定期監査資料、組織図、事務分掌、援助活動内容資料、マニュアル、児童相談所で日常に使用している資料、子どもに対する説明資料 等

(3)訪問調査(11月12日～11月13日)

(1)①～③、(2)をもとに訪問調査を行った。

①書類調査 子どもに関する記録、職員に関する記録等

②施設見学

③三会議(受理会議、判定会議、援助方針会議等)・緊急受理会議傍聴

④職員ヒアリング 8名 所長、副参事、児童福祉司(5)、児童心理司

(4)評価者合議で総評価

(5)報告会(12月18日)

1部 参加者 児童相談所:所長、副参事 評価機関:2名

2部 参加者 児童相談所:職員 評価機関:2名

(6)さいたま市へ報告書提出

3. 評価方法と基準

(1)児童相談所職員自己評価・関係機関アンケート・子どもアンケート・各書類・ヒアリング・会議傍聴・児童相談所見学等を総合的に評価

(2)判断基準の評価は○、△、×の3段階で評価

(3)各評価項目は「判断基準」(2)の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

II 報告<総評>

職員はさいたま市の職員として複雑化・多様化する課題を抱える子ども一人ひとりと真摯に向き合っている。子どもを取り囲む環境が日々変化する中で職員は目の前の子どもを受けとめ「いま何が起きているのか」「これからどうなっていくのか」「どのような支えがあるのか」を子ども自身が理解できるよう伝えようと努めている。

職員は不安や感情が揺れ動く子ども一人ひとりの思いを汲み取り、自ら意見が表明できるよう支えている。子ども一人ひとりの権利擁護に向き合っている所である。

所は政令指定都市に設置された児童相談所として、南部・北部児童相談所、児童心理治療施設、教育相談室などの関係機関を同一建物内に集約した拠点型の支援体制を整えている。

利用する子どもと家族にとっての環境づくりには十分かつきめ細かい配慮が行き届いている。フラットに入りやすいロビーや明るく開放的な待合スペースは、児童相談所に来所する際の構えた気持ちを和らげる役割を果たしている。保護者が安心して相談できる体制が整えられ、そこでは心理司が子どもの発達状況や興味に応じておもちゃを選定し子ども一人ひとりへの支援を行っている。

里親支援においては里親推進部門を設け「子どもの最善の利益」を追求しその選択肢の一つである里親委託を広げようと積極的に取り組んでいる。

里親委託率は全国平均より高い水準だが必要とする子どもたちのため、さらに市独自の目標を立て委託率を増やそうと努めている。

また、里親サロンを開催し里親の不安・困りごとなど共に整理し委託先の里親を支えている。

異動のある市職員という前提の中で職員が即戦力として子どもたちと向き合えるようマニュアルや参考資料、各種書式の整備、OJTの充実を図っている。

今後は所の機関の運営をさらに強固なものにするためにプロジェクトを立ち上げ今一度業務全般の精査、見直しを図ることを推奨します。

第三者評価を活用し全般の見直しが行われ、子どもや家庭・関係機関・職員にとってより良い所になるよう期待します。

II 報告<各項目の評価>

第I部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

評価項目		評価
1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
	1 子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
	2 子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
	3 子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
	1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	△
	2 児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
	3 子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っているか	○
	4 子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
3	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
	1 子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
	2 援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
	3 援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A
	1 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
	2 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	△
	3 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	△
	4 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○

<優れている点>

1. 子どもが理解できるよう工夫されている

所は、子どもが自分の状況や支援内容を理解できるよう多様な説明ツールを整備している。職員は子どもに応じて適切なツールを選択し活用している。

「意見聴取記録様式」や「意見聴取・説明シート」は子どもへの説明内容、フィードバックの方法などがチェック式で示され子どもの理解状況を確認しつつ意見聴取に臨みやすい仕組みとなっている。これにより職員は説明の順序や子どもの理解状況を確認しつつ意見聴取に臨んでいる。

職員は、説明や聴き取りの際に絵や図を用いて子どもが今の状況を理解できるよう努めている。

言葉にならない思いや揺れ動く感情の変化を受け止め子どもの意向を拾い上げよう努めている。

また、スリーカラムを活用し子どもの思いや状況の整理に努めている。

職員はスリーハウスを活用し理想の家や将来どうなりたいかを子ども自身が言葉や絵で表現し、それを親に見てもらい子どもが自分の意見を言い尊重されることを体感させている。

加えて必要な子どもにワーズ&ピクチャーズを作成している。

子どもが「今、何が起きているのか」「これからどうなるのか」を絵や短い文章を組み合わせながら子ども・親・職員で作成し理解できるよう整理している。家に戻る場合や施設で暮らす場合など、今後の生活の流れや支えとなる人を具体的に示し、先の見通しを持てる取組が行われている。

子どもが状況を理解し自分の考えや気持ちを整理できる取り組みを丁寧に行っている。

2. 子どもが話しやすい環境づくり

職員は、一人ひとりの特性や環境、これまでの状況を踏まえ、丁寧な対応に努めている。面談にあたっては事前に関係者から子どもの様子を確認し、どのような環境であれば子どもが自分の言葉で話しやすいかを検討したうえで臨んでいる。話しにくさが想定される場面では、担任や家族の同席を調整するなど子どもが安心して思いを出しやすい状況を整えるよう努めている。

<今後期待したい点>

さらに子ども自身が権利や意見表明について理解しているか、または定着しているかどうか確認できる工夫を期待します。

II 報告<各項目の評価>

第II部 児童相談所の組織

児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取り組みが行われているか

評価項目	評価	
○組織体制		
5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
1	児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	△
2	地域の事情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
3	必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	△
4	夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
1	児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
2	組織的な判断や対応が行われている	○
3	経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	△
4	職員間での情報共有が図られている	△
7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
1	適正な就業状況が確保されている	△
2	職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	△
3	職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○
○職員の資質向上・業務改善		
8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
1	業務改善を行う仕組みがある	×
2	業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	△
3	設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
9	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
1	児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
2	ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	△
3	職員の専門性(能力・スキル)を確認する仕組みがある	△
4	児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	△
○情報管理に関する事項		
10	情報の取り扱いが適切に行われているか	B
1	情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
2	個人情報の保護・管理が適切に行われている	△
11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
1	児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
2	児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
3	児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
4	児童記録票は必要な期間保管されている	○
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A
1	児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている	○

II 報告<各項目の評価>

第II部 児童相談所の組織

<優れている点>

1. わかりやすいマニュアル

さいたま市の職員として異動が前提である中でわかりやすいマニュアルを充実させている。

所は、組織構造を地区別と機能別に整理し、各職員が自らの役割と責任を理解して業務に取り組める体制を整えている。

相談受付から援助方針の検討、支援実施までの手順はマニュアル化され、所内で共有されている。経験年数や担当の違いがあっても、支援にあたる際に押さえるべき視点や手順を確認しながら対応できる環境が保たれている。また参考となる表現をまとめたマニュアルも備え、状況や相手に応じて表現を考える際の手がかりとして活用できるようになっている。

経験やスキルにかかわらず一定水準の支援が維持されやすい環境が保たれている。

2. 初期対応班の設置

所は、令和3年度から初期対応班を設置し、緊急対応の専門化を進めている。これにより、緊急案件への初期対応は初期対応班が担い迅速に対応ができるようになった。また地区担当は予定していたケース対応や家庭支援業務を中断せず支援を行うことができるようになっている。

3. 充実した研修

所は、県主催研修のほか、北部児童相談所との合同事例検討、所内研修、係内ミニ事例検討会などを実施している。

また今年度は他部門での経験を活かし各関係機関の実情を伝える研修などを行っている。

4. OJT

所は、経験の浅い職員が先輩職員に同行し、実際の面談や支援場面を間近で見て学べるようにしている。面談の進め方や子ども・保護者との関わり方、場の空気づくり方などマニュアルでは伝えきれない事を体感できるようにしている。

SV は、面談前に確認すべきポイントを経験の浅い職員と共に整理し、必要な段取りや想定される懸念点を伝えている。

面談後には、不安に感じた点や迷った点を丁寧に聞き取り、できている点と今後の課題を整理したうえで、具体的な助言に努めている。

5. 担当係だけでは難しいケースをフォローできる体制を整えている

職員は、家族支援チームとの協働の中で、複雑に絡み合う情報を一つひとつ言語化し、状況や見立てを整理する機会を得ている。担当者自身がケースの全体像を捉え直し、支援の方向性を再構築する機会にしている。

6. 市独自の運用による迅速な初期対応と業務負担の軽減

所は、相談や通告のうち、1回の電話対応で終結できると見込まれる事案について、市独自の運用による「カード処理」を用い、簡易的な受理会議を行い対応を完了させる仕組みを整えている。この運用により、職員はより重篤なケースに注力でき担当者の負担軽減になっている。緊急性や内容に応じて、より支援の必要な子どもや家庭に確実に手が届くよう努めている。

<今後期待したい点>

PDCA に沿って、所運営の見直しをされることを期待します。

特に課題や提案は職員各々が多数自己評価に記入しています。アセスメントを整理し PDCA につなげられることを期待します。

II 報告<各項目の評価>

第III部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

評価項目		評価
○通告・相談対応		
13	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
	1 適切な相談受付の体制が確保されている	○
	2 障害者(児)や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	△
14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
	1 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
	2 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
	3 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
○受理		
15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
	1 受理会議(緊急受理会議)は適切に行われている	○
	2 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
	3 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
	4 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
	5 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
16	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
	1 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
○子どもの安全確認・安全確保		
17	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
	1 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
	2 目視による安全確認が実施されている	○
	3 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
	4 安全確認が適切な体制で実施されている	○
	5 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
	6 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
18	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
	1 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
19	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
	1 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
○調査・アセスメント		
20	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
	1 調査により必要な情報が適切に把握できている	△
	2 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
21	アセスメントが適切に行われているか	A
	1 多角的・重層的な判断を行っている	○
	2 把握された情報がアセスメントに十分反映されている	○
	3 きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
	4 アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
	5 アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
22	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
	1 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
	2 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
	3 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
	4 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○

II 報告<各項目の評価>

第III部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

評価項目		評価
○援助方針の策定		
23	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
1	援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
2	総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	△
3	援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
4	援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
24	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
1	子どもの自立と自己表現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
2	援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
3	一時保護施設や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
4	市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
5	子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
6	児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
7	子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
25	援助方針の内容は適切か	A
1	援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
2	援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
3	援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	△
4	援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
26	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
1	市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	△
2	援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
3	援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
4	市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
5	市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している	○
○在宅指導		
27	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	B
1	在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	△
2	子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	△
3	複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	△
○進行管理・援助方針等の見直し		
28	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
1	組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
2	養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
29	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
1	一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
○管轄する児童相談所の変更		
30	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
1	居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
2	「移管」及び「情報共有」の判断が適切に行われている	○

II 報告<各項目の評価>

第III部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

評価項目	評価
31 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
1 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
2 移管までの援助が適切に行われている	○
3 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
4 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
32 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
1 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
2 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
3 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
4 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○

<優れている点>

1. 通告受理体制

所は、通告受理を特定の担当者に限定せず、研修を受けた職員が誰でも対応できる体制にしている。受理時には周囲の職員が補完しながら情報を正確に集め、通告内容を確実に記録している。受理後は速やかに予備調査へ移行できるよう係内で連携し調査を迅速に進めている。

2. 新任職員向け初期対応研修

所は、新任職員に対して4～6月にかけて通告受理の研修を実施している。初期対応研修では、ケースの緊急度判断や関係機関との連携方法について確認し、現場で即応できる力を身につけている。

3. 初期対応班から地区担当への確実な引き継ぎ体制

初期対応班から地区担当へ在宅指導を引き継ぐ場合と初期対応班がそのまま一時保護まで担う場合があるが、いずれも翌日までの確実な引き継ぎが規定されている。初期対応班の担当者は引き継ぎ書を作成し、翌日までに上長へ提出することが定められ、進捗が管理されている。支援の切れ目が生じないよう、組織として確実な引き継ぎを行っている。

4. 子どもの最善の利益を軸とした組織的な方針決定

予備調査終了後は、所長・副参事・児童福祉司・児童心理司等が参加する会議において対応方針を決定している。家族の強み・弱み、懸念点、子どもの意向、きょうだいへの影響など、あらゆる視点を踏まえた判断が行われている。担当児童福祉司は、家庭の意向や子どもの声を丁寧な聞き取りに努めている。職員は「何が子どもにとって最善か」「最善が取れない場合にどのようにリスクを補うか」を具体的に想定しながら検討を行っている。

5. 多層的な進捗管理

所は、各係でのケースレビュー、年3回の所長・副参事と行うケースレビューなどにより、多層的に状況確認を行い、所長・副参事が全案件の方向性を把握できるよう努めている。担当案件はシステムで一覧化し、支援の段階や期限を見失わないよう進捗管理が行われている。

<今後期待したい点>

十分に連携がとれ感謝している関係機関もありますが、そうでない関係機関の声もあり支援の継続性が保たれるよう支援方針の確認・見直しと見直し時の共有の徹底の必要があります。第三者評価を活用し見直しが行われ、子どもや家庭・関係機関・職員にとってより良い所になるよう期待します。

II 報告<各項目の評価>

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援

社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

評価項目	評価	
○援助方針の策定に関する調整		
33	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
1	家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
2	措置先の選定は適切に行われている	○
3	措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
34	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
1	里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
2	里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
3	里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
35	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
1	里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
2	医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
○社会的養護時における援助		
36	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
1	子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
2	把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
3	支援開始後にも措置先や委託先(里親支援機関等)からの意見等を尊重している	△
37	援助方針の見直しが適切に行われているか	B
1	定期的に援助方針の見直しを行っている	△
2	再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	△
38	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	B
1	自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	△
2	自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
39	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
1	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	○
2	面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
3	面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
4	接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
40	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
1	里親や施設等に対する子どもからの苦情や不満などが聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
2	里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
3	里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		
41	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
1	一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
2	他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議、情報共有を行っている	○
42	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
1	施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
2	措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
3	措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な支援から判断している	○
4	措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	△

II 報告<各項目の評価>

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援

社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

評価項目		評価
43	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
1	措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
2	措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	△
44	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
1	虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
2	子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
3	子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
○児童自立生活援助等		
45	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
1	児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
2	児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
3	児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
46	18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	B
1	18歳以上の者に対し、必要な支援等を行っている	△

<優れている点>

1. 子どもの負担を軽減した里親委託

所は、里親委託にあたって、子どもが環境に適応できるよう、複数回の面談・家庭訪問・外泊へと段階を踏みながら進めている。社会的養護関係施設への委託は見学・一時外泊など子どもが理解し安心して移行できるようスムーズステップで進めている。

<今後期待したい点>

さいたま市と南部児童相談所で共に一時保護期間の長期化に伴う生活保障と措置先の開拓を図ることを期待します。児童相談所だけでは解決できない課題についてさいたま市の支援を期待します。

近年、措置先調整に時間を要するケースが増え、一時保護期間が長期化する状況が見られている。

子どもにとって生活の見通しが立ちにくく、学習・友人関係・生活リズムなど日常の安定に影響が出やすい点が懸念される。

所では、子どもの不安を軽減するための配慮、工夫を重ねているものの、できる限り早期に安定した生活の場へ移行できる環境づくりが求められる。

また、措置先調整にあたっては複数機関への問い合わせが必要となり、受入可否の確認に時間を要する場面も多い。こうした状況は子どもの不安の長期化につながるだけでなく、調整を担う職員の時間的・精神的負担の増加にもつながっている。

II 報告<各項目の評価>

第V部 社会的養育の推進

家庭養育や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行われているか

評価項目	評価
○里親相談への対応・家族養護の推進	
47	家庭養育を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか
1	家庭養育を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる
2	里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている
3	里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている
4	里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている
48	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか
1	里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている
49	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか
1	養子縁組の適切性について十分に判断している
2	養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている
3	養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている
4	養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている
50	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか
1	養子縁組成立後も、必要な支援を行っている
51	民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか
1	民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている
2	民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っている
3	民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている
4	民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っている

<優れている点>

1. 多職種が連携した総合的な里親支援体制

所は家庭養育を推進するために専任の里親推進部門を設置し、児童福祉司・児童心理司・保育士・里親等委託調整員・虐待対応協力員が連携しながら総合的な支援を行っている。

相談対応、研修、相互交流、訪問支援、制度普及を柱とした体制が整えられ里親研修会、委託直後サロン、先輩里親による経験の共有、小児科・発達相談など実施し養育者が不安を一人で抱え込まない環境を用意し安心して子どもと向き合えるよう多様な機会が提供されている。

2. 委託家庭への継続支援と地域資源の活用

里親等委託調整員は、委託中の児童や里親が抱える不安や疑問に丁寧に応じ、必要に応じて経験豊富な里親の派遣支援を行っている。

また、大学生等のボランティア派遣を通じ、子どもが日常の中で関わりを広げられるよう援助しており、地域の力を生かした支援が展開されている。地域の多様な担い手と協働し、里親家庭の負担軽減と子どもの安定した生活の維持に努めている。

3. 里親の普及啓発

普及啓発では、里親会と共催する「里親応援の集い」を継続して実施し、ショッピングセンターやサッカー競技場でのリーフレット配架、啓発品配布、パネル展示、ワークショップを活用した啓発など様々な場で発信し里親制度や家庭養育の意義について、より幅広い層へ情報が届くよう努めている。

地域住民が里親制度に触れる機会を増やしている。

4. 里親支援

所は、必要な里親子に対して年 11 回のグループ活動や外出行事、屋内行事を実施している。

里親との関係を安心して築いていけるよう支援を行っている。

また、外部スーパーバイザーによる年 10 回のスーパービジョンが実施され、里親の支援を行っている。

II 報告<各項目の評価>

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

子どもの権利・最善の利益の擁護のために家族と向き合っているか 家族に対して必要な支援を行えているか

評価項目	評価
52 保護者への向き合い方は適切であるか	A
1 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	△
○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	
53 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
1 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
2 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
3 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
4 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
54 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
1 必要な場面において、保護者の理解・同意を得よう努めている	○
2 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
○保護者に対する指導・支援	
55 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
1 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
2 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
56 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A
1 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
2 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○

<優れている点>

1. 初回対応における不安の受け止めと関係づくり

職員は初回面談時、まず丁寧に聞き取り、その内容を整理しながら制度や今後の手続きについて分かりやすく説明するよう努めている。

必要に応じて初回面談を行った職員が後日の面談にも同席し、継続支援を行っている。

2. 保護者の支援

職員は説明の際、絵や図を用いるなど、保護者が理解しやすい伝え方を工夫している。面談では目的を明確にしたうえで、子どもとの関わりを保護者自身が主体的に考えられるよう促している。

面談内容は経過記録として共有され、必要な職員が状況を的確に把握できるよう整えられている。また、保護者の状況に応じて心理司が保護者の抱える不安や迷いを受けとめ支援を行っている。

3. 親子再構築支援

所は、保護者と児童相談所が「子どもの安全」について一緒に取り組む枠組みとして、サインズ・オブ・セーフティの考えを基本に支援を行っている。

安全プランの作成にあたっては、職員は保護者が担える役割や今まで危害が起きなかった例外、うまくいったことを丁寧に整理し、家庭での生活が安定する見通しを保護者と共有するよう努めている。その際、保護者の強みやこれまでの努力にも目を向け、できていることを支援の土台として位置づけ、保護者自身が主体的に取り組めるよう支えている。

また、親子再構築に向けた支援では、子ども自身が「どんな家庭で過ごしたいのか」「何を大切にしてほしいか」を表しやすくするため、マイ・スリー・ハウスを活用している。

職員は、子どもが描いた家庭像を保護者へ伝え、保護者の思いと重ね合わせながら、支援方針に反映できるよう努めている。

家庭復帰へ向けては保護者だけで抱え込む形とならないよう、関係機関や地域の支援者、親族など、子どもを支える資源とつなぎながら支援を行っている。保護者の力と周囲の支えを組み合わせ、親子が安心して再出発できるよう支援している。

II 報告<各項目の評価>

第VII部 市区町村や関係機関との連携

児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか

児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

評価項目		評価
○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		
57	関係機関との役割分担や連絡方法等が明確になっているか	B
1	市区町村との役割分担や連絡方法等が明確になっており、職員間で共有できている	△
2	警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	△
58	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
1	役割分担や連携方法等について協議を行っている	×
2	相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	△
○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援		
59	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
1	市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	△
2	市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	△
60	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	B
1	専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
2	児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	△
3	市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	△
4	こども家庭センターがある場合には、適切な連携を行っている	△
○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		
61	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
1	要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
2	要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	△
3	要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	△
62	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
1	適切な内容・頻度で研修を実施している	○
2	研修以外の資質向上の取り組みを行っている	△
○都道府県児童福祉審議会との連携		
63	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	A
1	必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
2	児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
3	子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
64	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A
1	児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
○家庭、地域に対する援助に関する事項		
65	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A
1	家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
2	ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
3	巡回相談が適切に行われている	○
4	療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
5	都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	△

<優れている点>

1. ひきこもり、不登校への支援

所は、「ふれあい心の友(メンタルフレンド)訪問援助事業」を実施し、不登校や社会不適応傾向のある子どもに対して、年齢の近いメンタルフレンドによる面接を実施している。子どもが安心できる関係の中で社会性を回復し、再び外部とつながるための基盤となる支援として位置づけられ、継続して取り組まれている。

Ⅱ 報告<各項目の評価>

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

2. 関係機関職員への支援

所は、市内各課で児童相談業務に携わる新任職員向けに、SFA 研修、通告・受理・調査のロールプレイ、受理会議・判定会議・援助方針会議の見学などを実施している。実際の児童相談所業務の流れや支援策検討・決定のプロセスを具体的に把握できる機会が設けられている。

3. 地域支援者と連携した虐待防止の取組

所は、区民生委員・児童委員、主任児童委員に対する専門研修を実施し、地域の支援者とともに虐待防止に向けた援助活動を行っている。

<今後期待したい点>

十分に連携がとれ感謝している関係機関もありますが、そうでない関係機関の声もあり支援の継続性が保たれるよう支援方針の確認・見直しと見直し時の共有の徹底の必要があります。

第三者評価を活用し見直しが行われ、子どもや家庭・関係機関・職員にとってより良い所になるよう期待します。